

第2節

確固たる安全、安心の実現に向けた
基礎的防災力の強化

1. 巨大災害対策

(1) 防災体制の構築

(首都直下地震対策特別措置法に基づく取組状況)

首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）に基づき、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月）及び「首都直下地震緊急対策推進基本計画¹⁾」（以下「基本計画」という。）（平成27年3月）が閣議決定されている（図表2-1）。基本計画には、定量的な減災目標として、平成27(2015)年度から今後10年間で、想定される最大の死者数を約2万3千人から概ね半減、想定される最大の建物全壊・焼失棟数を約61万棟から概ね半減させることが掲げられている。

図表2-1 首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

1. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項 ○首都中枢機能の継続性の確保は必要不可欠 - 首都中枢機能の障害は災害応急対策に大きな支障を来すおそれ - 加えて、我が国全体の国民生活や経済活動にも支障が生じるおそれ		○予防対策・応急対策で被害を大きく減少させることが可能 耐震化率100%で全壊棟数・死者数が約9割減、感震ブレーカー等の設置や初期消火成功率の向上等で焼失棟数・死者数が9割以上減
2. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針		○予防対策・応急対策の計画的・戦略的実施
(1)首都中枢機能の確保 - 首都中枢機能の業務継続体制の構築 - 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持 (2)膨大な人的・物的被害への対応 - あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策等、膨大な数の避難者・帰宅困難者等	(3)地方公共団体への支援等 - 国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施 (4)社会全体での首都直下地震対策の推進 - 社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による被害の軽減に向けた備え (5)2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応 - 外国人観光客の避難誘導対策など安心して大会に参加・観戦できるよう取組強化	
3. 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項	4. 5. 6. 法に基づく各種計画に係る事項	
(1)首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項 - 首都中枢機能及び首都中枢機関～政治中枢・国会、行政中枢・中央省庁・都庁・駐日外国公館等、経済中枢・中央銀行・企業本社等 - 首都中枢機能の機能目標～発災直後においても最低限果たすべき機能目標を設定 - 政府全体としての業務継続体制の構築：非常時優先業務の実施に必要な執行体制、執務環境の確保について緊急対策実施計画に定める。 - 金融決済機能の継続性の確保、企業本社等における事業継続への備え (2)首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項 - 政府の代替拠点の検討、代替庁舎の確保等 (3)ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項 - ライフライン及び情報通信インフラの機能目標 - 施設の耐震化・多重化や早期復旧体制の整備等 (4)緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項 - 交通インフラの機能目標 - 施設の耐震化や早期の道路開閉、復旧体制の整備等 (5)その他 - 各主体が業務継続計画を作成・見直し	4. 首都中枢機能維持基盤整備等指定地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項 - 首都中枢機能維持基盤整備等指定地区指定の考え方（首都中枢機能の集積状況等を勘案）逐別逐参照 - 地方公共団体が作成する基盤整備等計画の認定基準 5. 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項 - 都県知事が作成する地方緊急対策実施計画に記載すべき地震防災対策、災害応急対策・災害復旧への備え、住民の協働等の対策等 6. 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項 - 地方公共団体が作成する特定緊急対策事業推進計画の認定基準	
7. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置	④各個人の防災対策の啓発活動 - 適切な避難行動、車両の利用抑制、備蓄等 ⑤企業活動等の回復・維持 - 事業継続計画の作成、地域貢献等 (3)2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等 - 施設の耐震化、外国人観光客の避難誘導等 (4)長周期地震動対策(中長期的対応) - 高層建築物等への影響等の専門的検討	
8. その他	(1)計画の効果的な推進 別途地震防災戦略・応急対策の具体計画を作成 (2)災害対策基本法に規定する防災計画との関係	

注：詳細は首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/pdf/syuto_keikaku_gaiyou.pdf

https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/pdf/syuto_keikaku_henkoul.pdf

資料：内閣府提供

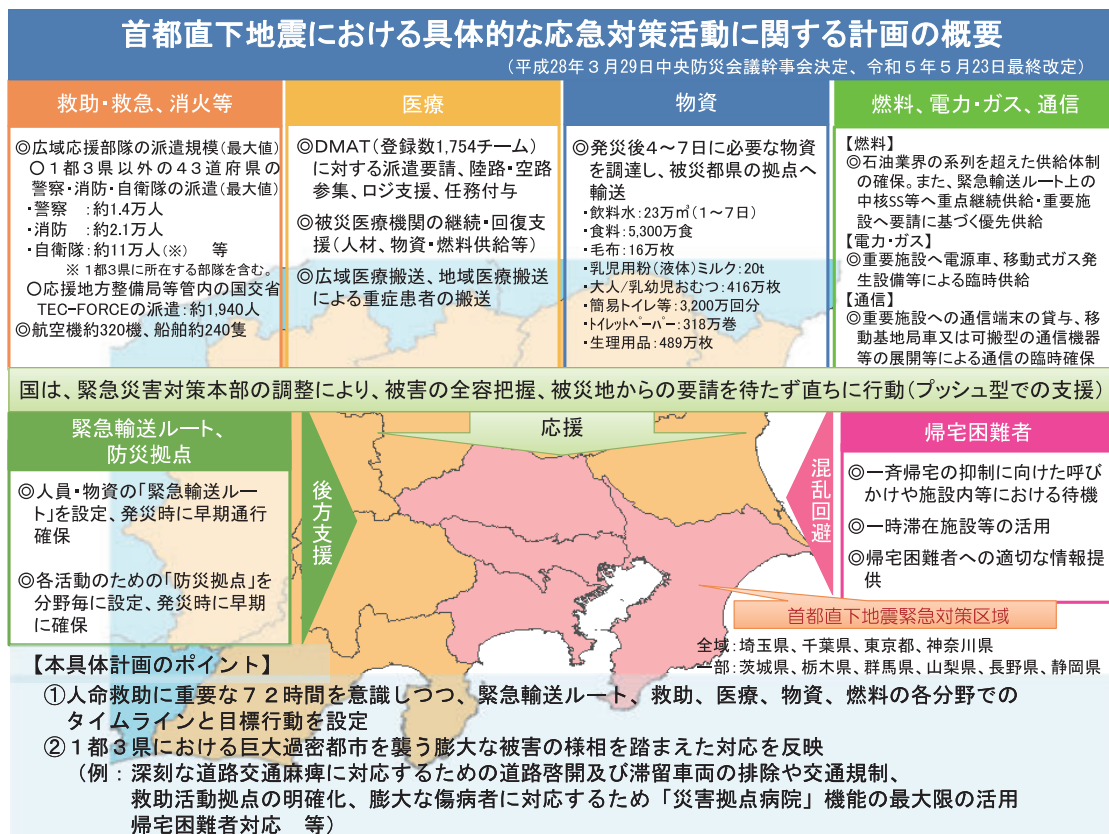
1) 詳細は内閣府HP <https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/index.html>

この基本計画に基づき、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下「具体計画」という。）（平成28年3月）が中央防災会議幹事会で決定されている（図表2-2）。具体計画には、人命救助に重要な72時間を意識したタイムラインと目標行動の設定等が示されており、訓練等を通じて内容を評価し、定期的に改善することで、実効性を高めている。

また、首都直下地震では1都4県（東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県）で約800万人の帰宅困難者が発生すると見込まれており²⁾、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合、緊急車両の通行の妨げになる等により応急対策活動に支障をきたすことが懸念されることから、平成27(2015)年に内閣府においてガイドラインを策定し、原則3日間の一斉帰宅抑制を基本原則とする対策に取り組むとともに、耐震化やデジタル技術の進展等の社会状況の変化等を踏まえ、対策の実効性確保に向けた検討を行っている。

一方で、減災目標を定めた基本計画の策定から10年が経過することから、基本計画等の見直しに向けて、令和5(2023)年12月に、中央防災会議・防災対策実行会議の下、首都直下地震対策検討ワーキンググループが設置された。現行では、死者数最大約2万3千人、建物全壊・焼失棟数最大約61万棟、要救助者最大約7万2千人、被害額約95兆円とされている被害想定についての見直しや防災対策の進捗状況の確認、新たな防災対策の検討が進められている。

図表2-2 首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要



注：詳細は首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/pdf/syuto_oukyu_gaiyou.pdf

資料：内閣府提供

2)「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月）（内閣府）

(国土交通省 防災・減災対策本部における取組状況)

国土交通省は、あらゆる自然災害に対し総力を挙げて防災・減災に取り組むべく、令和2(2020)年1月に「南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部」と「水災害に関する防災・減災対策本部」を発展的に統合し、「国土交通省 防災・減災対策本部」を設置した。令和5(2023)年6月にとりまとめられた「令和5年度 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」では、社会情勢等も踏まえ、施策の充実・強化を図るため、「首都直下地震等の大規模地震対策の強化」、「デジタル等の新技術を活用した防災施策の推進」の2つのテーマが設定され、関東大震災100年を契機に、改めて首都直下地震等の大規模地震対策の強化を図るとともに、防災対策においても、デジタル等の新技術をさらに活用し、施策の高度化を図るとしている(図表2-3)。

図表2-3 関東大震災100年の取組

令和5(2023)年は、大正12(1923)年に発生し、近代日本の首都圏に未曾有の被害をもたらした相模湾北西部を震源とする関東大震災から100年を迎える節目の年であることから、国や地方公共団体、民間団体等で関東大震災100年をテーマとした様々な催しが開催された。

内閣府では、防災推進国民会議等とともに、9月には震源地であった神奈川県において、「防災推進国民大会(ぼうさいこくたい)2023」を開催した。「次の100年への備え～過去に学び、次世代へつなぐ～」をテーマにセッションなどが実施され、過去最多の延べ383団体が出展し、現地約1万6千人、オンライン約1万1千人が参加し、大会を通じて、関東大震災の記憶の継承・防災意識の啓発を図った。

国土交通省では、関東大震災で何が起きたのかを振り返るとともに、切迫する首都直下地震等の巨大地震に対して、行政、民間企業、市民等による、さらなる備えについて考えることを目的として、シンポジウム、ゆかりの地を巡るツアーや特別企画展を開催したほか、道路啓開計画の八方向作戦の実効性を高めるため、新技術・多様な手段により被災状況や交通状況を迅速かつ確実に把握・共有するとともに、関係機関と連携し、道路啓開作業を行う実働訓練など、首都直下地震に備えた実践的な訓練を行った。



道路啓開訓練時の様子

(国土強靱化の取組)

国土強靱化の取組を推進するため、「人命の保護」、「国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」の4つの基本目標を設定し、取組全体に対する基本的な方針を定めた「国土強靱化基本計画」が平成26(2014)年6月に閣議決定された。

令和5(2023)年6月には、国土強靱化実施中期計画の策定の法定化及び国土強靱化推進会議の設置を主な内容とする改正国土強靱化基本法が可決・成立し、継続的かつ安定的に国土強靱化を進めることが可能となった。

同年7月には、強靱化基本計画を変更し、国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化を踏まえ、これまでの基本的な方針に、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」及び「地域における防災力の一層の強化による『地域力の発揮』」が新たな施策の柱として追加され、国土強靱化にデジタルと地域力を最大限生かし、具体的な取組を進めることとされた。

(2) 防災拠点に関する取組状況

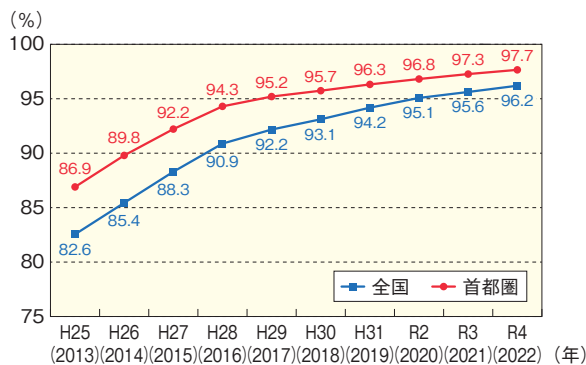
首都直下地震等の大規模地震に備え、地方公共団体の防災拠点となる公共施設等の耐震化率は着実に増加しており、首都圏では令和4(2022)年10月時点で97.7%と、全国に比べて高い水

準で推移している（図表2-4）。災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎における非常用電源については、令和5（2023）年6月時点で、首都圏の全ての都県及び約97%の市区町村で設置されているものの、72時間以上稼働可能な非常用電源³⁾が設置されているのは、首都圏の全ての都県及び約62%の市区町村となっている（図表2-5）。

また、広域的な防災活動の核となる基幹的広域防災拠点として、神奈川県川崎市の東扇島地区が平成20（2008）年4月に、東京都江東区の有明の丘地区が平成22（2010）年7月に供用を開始し、国土交通省や内閣府等により、運用体制の強化が進められている。令和5（2023）年8月には、東扇島、有明の丘の両地区において、首都圏直下地震に備えた実働的な防災訓練が行われた。

図表2-4

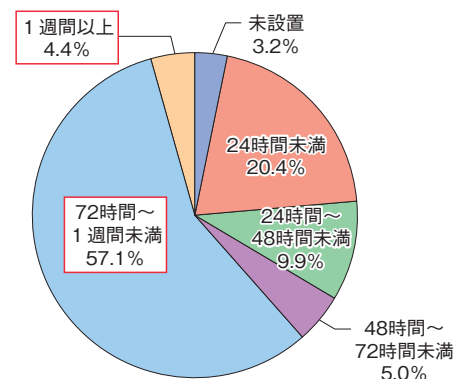
防災拠点となる公共施設等の耐震化率の推移



注：平成25（2013）～平成31（2019）年は各年3月31日時点、令和2（2020）～令和4（2022）年は各年10月1日時点
資料：「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」（消防庁）を基に国土交通省国土政策局作成

図表2-5

非常用電源の整備状況と稼働可能時間



注：令和5（2023）年6月1日時点
資料：「地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果」（消防庁）を基に国土交通省国土政策局作成

（3）密集市街地の現状及び整備状況

老朽化した木造住宅が密集し、細街路が多く公園等のオープンスペースの少ない密集市街地では、防災上多くの課題を抱えており、早急な整備改善が課題になっている。

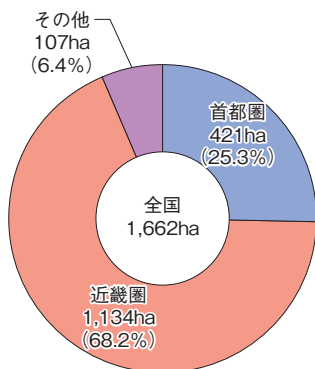
密集市街地については、令和3（2021）年3月に閣議決定された「住生活基本計画（全国計画）」において、「地震時等に著しく危険な密集市街地」を令和12（2030）年度までに概ね解消することとしている。首都圏では、同密集市街地が令和4（2022）年度末時点で446ha（前年度より20ha減）となっており、都県別に見ると、神奈川県が首都圏の約7割を占めている（図表2-6、図表2-7）。

住宅市街地総合整備事業、都市防災総合推進事業等により、老朽建築物等の除却・建替え、道路・公園等の防災上重要な公共施設の整備等が行われており、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等の令和5（2023）年度の実施地区については、首都圏では東京都が約8割を占めている（図表2-8）。

3) 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）（内閣府）では、「72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされている。

図表2-6

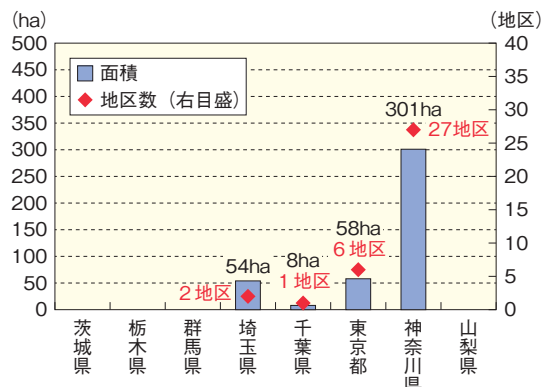
全国における「地震時等に著しく危険な密集市街地」の状況



注：令和5(2023)年度末時点
資料：国土交通省

図表2-7

都県別の「地震時等に著しく危険な密集市街地」の状況



注：令和5(2023)年度末時点
資料：国土交通省

図表2-8

住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等の実施状況

地域	地区数
首都圏	87地区
東京都	70地区
近隣3県 (埼玉県、千葉県、神奈川県)	13地区
周辺4県 (茨城県、栃木県、群馬県、山梨県)	4地区
全国	140地区

注1：密集市街地総合防災事業を含む。
注2：令和5(2023)年度実績
資料：国土交通省

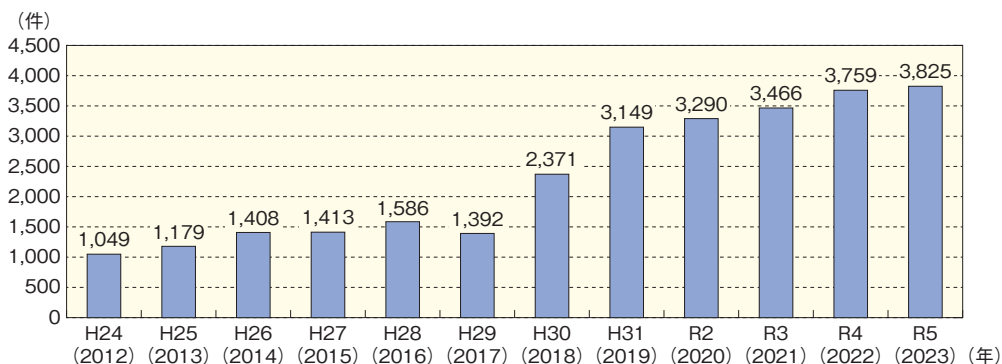
また、東京都では令和4(2022)年に立ち上げた「TOKYO強靱化プロジェクト」において、木造住宅密集地域の不燃化対策のほか、建築物の耐震化、無電柱化等の地震対策を進めている。

(4) 避難行動支援に関する取組状況

災害による被害を軽減するためには、発災時に適切に避難行動をとることが重要であり、平時より住民の避難に対する意識を醸成するとともに、多くの避難者を支援する環境を確保しておく必要がある。避難所の確保や物資支援などについて、民間機関との応援協定の締結が進められており、平成24(2012)年から令和5(2023)年で、首都圏の都県と応援協定を結ぶ民間機関等の数は、約3.6倍に増加している（図表2-9）。

図表2-9

応援協定を結ぶ民間機関等の数の推移



注：各年4月1日時点での状況
資料：「地方防災行政の現況」（消防庁）を基に国土交通省国土政策局作成

大都市のターミナル駅周辺を中心に指定されている「都市再生緊急整備地域」は、業務機能、商業機能等が集積し、地震等の大規模災害が発生した場合、大量の帰宅困難者が発生するリスクがある。そのため、都市再生特別措置法に基づき、滞在者等の安全確保のための「都市再生安全確保計画」の作成が進められており、首都圏では令和6(2024)年3月末時点で、16件策定されている。帰宅困難者対策として一時滞在施設の確保も進められており、民間事業者等の協力により、東京都では令和6(2024)年1月時点で約47万人分が確保されている。

(5) 火山災害からの避難対策

現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られていないが、大規模な噴火が発生した場合、降灰による影響は神奈川県や東京都を含む東京圏まで拡大する可能性があるとされている。令和3(2021)年3月に富士山ハザードマップが改定され、従前の平成16(2004)年版と比較して想定される大規模溶岩流の噴出量が約2倍の13億 m^3 に、火砕流の噴出量が約4倍の1,000万 m^3 に変更されたことで、「より短時間で」「より遠くまで」噴火現象の影響が及ぶことが示され、これに伴い富士山の火山災害警戒地域も拡大し、3県（神奈川県、山梨県、静岡県）27市町村となった。国、3県及び周辺市町村等により構成される富士山火山防災対策協議会は、新たな被害想定に対応するため、令和5(2023)年3月に「富士山火山避難基本計画」を公表した。

また、令和5(2023)年6月には、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策の更なる強化を図るための活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第60号）が令和6(2024)年4月1日から施行された。本改正において、文部科学省に火山調査研究推進本部が設置されるとともに、不特定多数の者が利用する施設などに義務づけられている避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助や、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるようにするため、8月26日を火山防災の日とする規定などが新たに追加された。

2. 治山・治水事業等による水害対策等

(1) 治山事業

首都圏における令和4(2022)年の山地災害の発生状況は、20箇所となった（図表2-10）。被災した治山施設や山林の復旧が図られるとともに、国土の保全、水源の涵養等の森林が有する公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを行う治山事業が進められている。

図表2-10 山地災害発生状況（令和4（2022）年）

（単位：百万円）

	合計		林地荒廃		治山施設	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
茨城県	0	0	0	0	0	0
栃木県	1	85	1	85	0	0
群馬県	4	272	4	272	0	0
埼玉県	5	798	5	798	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0
東京都	0	0	0	0	0	0
神奈川県	7	448	4	322	3	126
山梨県	3	8	3	8	0	0
合計	20	1,611	17	1,485	3	126

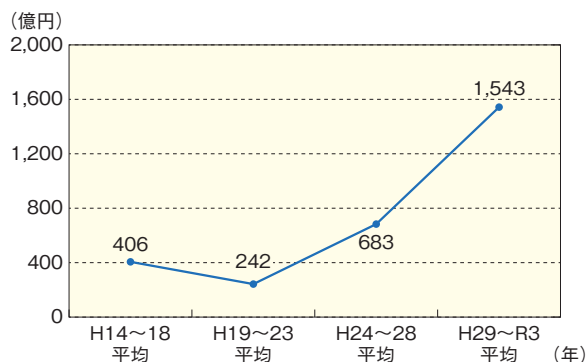
資料：「森林・林業統計要覧」（林野庁）を基に国土交通省国土政策局作成

（2）治水事業

（水害被害への対応）

首都圏は、人口や資産が高密度に集中しているため、洪水氾濫に対する潜在的な危険性が極めて高い。水害被害額は、平成29(2017)年から令和3(2021)年までの5年間の平均値がそれまでの期間と比較して大きく増加し、水害密度⁴⁾に関しては、全国の約2倍となっている（図表2-11、図表2-12）。

図表2-11 水害被害の推移

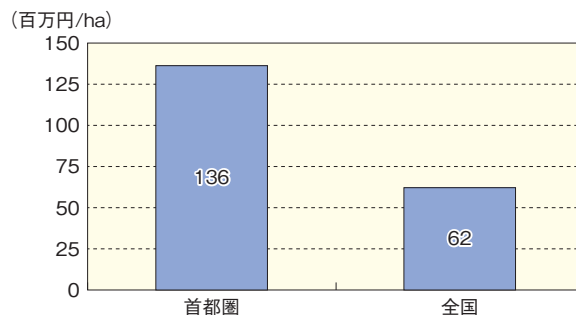


注1：首都圏の都県を対象に集計

注2：経年比較のため水害被害額は、水害被害額デフレーター（平成27年＝1.00）を用いて算出した。

資料：「水害統計」（国土交通省）を基に国土交通省国土政策局作成

図表2-12 水害密度の比較（平成29(2017)年～令和3(2021)年平均）



注：経年比較のため水害密度の算出に当たり、一般資産被害額（営業停止損失分を含む）は、水害被害額デフレーター（平成27年＝1.00）を用いて算出した。

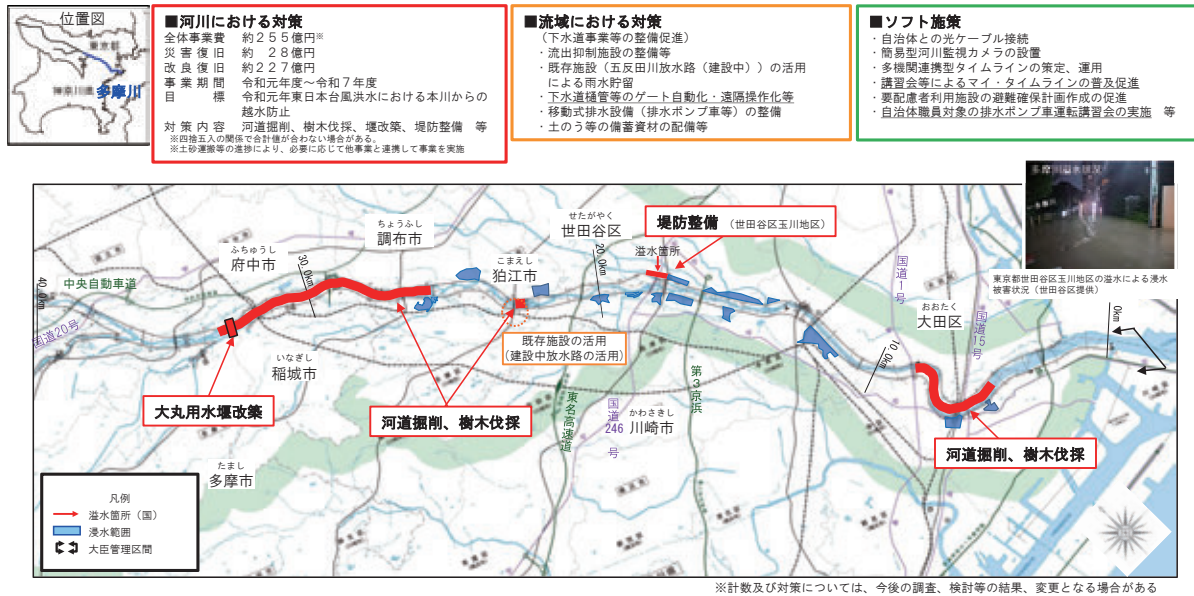
資料：「水害統計」（国土交通省）を基に国土交通省国土政策局作成

令和元年東日本台風により、首都圏で特に甚大な被害の発生した入間川流域（荒川水系）、那珂川、久慈川、多摩川の4水系では、令和2(2020)年1月より、国、都県、市区町村が連携して再度災害⁵⁾防止のための「緊急治水対策プロジェクト」が進められている。令和5(2023)年度は例えば、多摩川ではハード対策として河道掘削、堤防整備や堰改築などが実施され、ソフト対策としても講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進などが進められている（図表2-13）。

4) 水害密度：宅地等が水害により被った単位浸水面積当たりの一般資産被害額（営業停止損失分を含む）

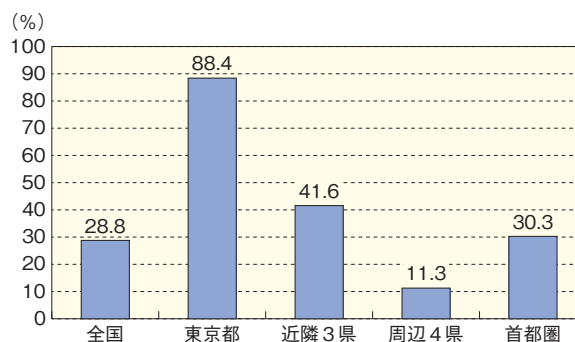
5) 再度災害：何度も同じ施設や場所が同じように被災すること

図表2-13 多摩川緊急治水対策プロジェクトの状況



また、東京圏では、下水道等の排水施設の能力を超えた雨が降った時や雨水の排水先の河川の水位が高くなった時等に雨水が排水できなくなり浸水する内水氾濫のリスクが高く、平成29（2017）年から令和3（2021）年までの過去5年間に於いては、特に東京都で内水被害の占める割合が高くなっている（図表2-14）。令和3（2021）年度には、「下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）」等が改訂されるとともに、計画的かつ着実に耐水化を実施するためのロードマップが示されているほか、地方公共団体では洪水、内水の浸水想定区域内における下水道施設の耐水化計画の策定が進められている。

図表2-14 平成29(2017)年から令和3(2021)年までの水害被害額のうち内水被害の占める割合

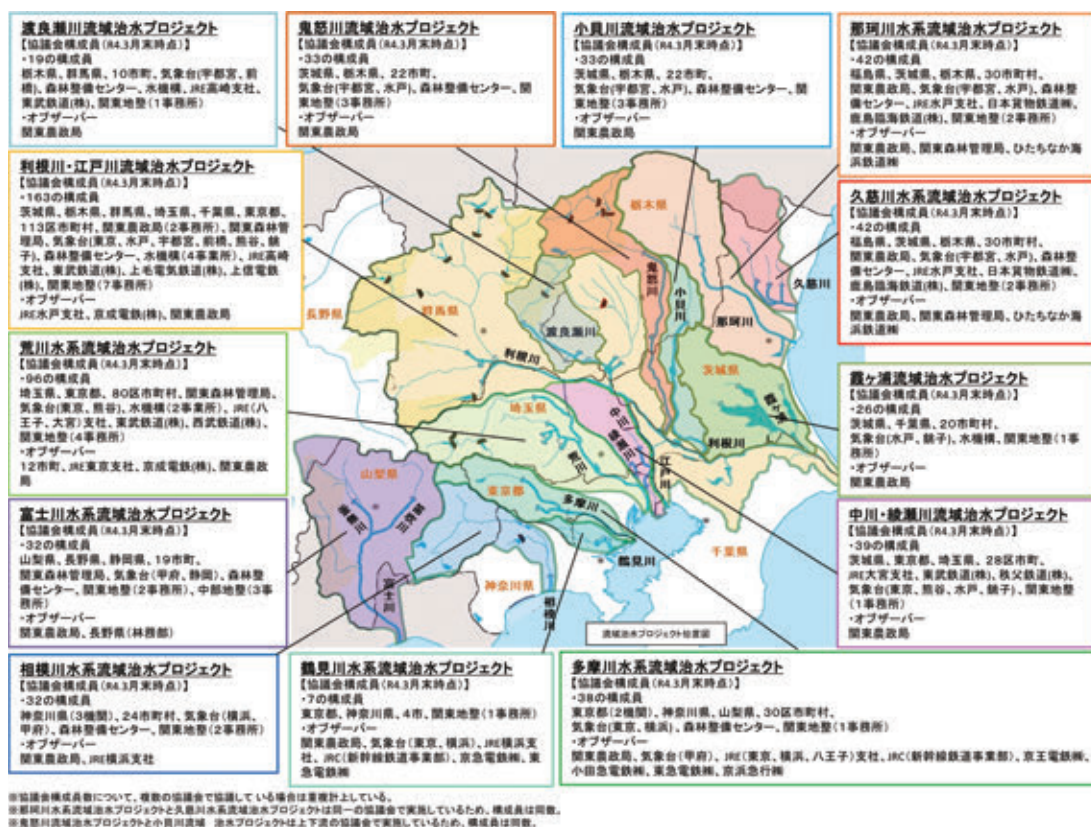


資料：「水害統計」（国土交通省）を基に国土交通省国土政策局作成

（流域治水による水災害対策）

近年、頻発化・激甚化する水災害に対応するため、河川・下水道管理者等による治水対策に加え、国・都道府県・市町村・企業・住民等のあらゆる関係者が協働して流域全体で取り組む「流域治水」が進められている。首都圏の一級水系では13の「流域治水プロジェクト」が策定されており、築堤や河道掘削、地下調整池等の治水施設の整備を実施し、水位・雨量情報、洪水予測、災害状況把握等の防災情報の高度化を図るなど、ハード・ソフト一体となった対策が推進されている（図表2-15）。

図表2-15 首都圏の一級水系における流域治水プロジェクト

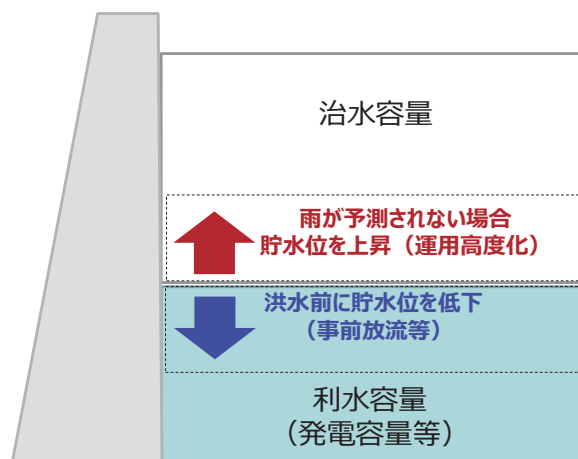


資料：国土交通省

また、気候変動への適応・カーボンニュートラルへの対応のため、治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる「ハイブリッドダム」の取組⁶⁾を進めている（図表2-16）。

令和5（2023）年度は、このうち、ダムの運用高度化について、ハッ場ダムを含む国土交通省、水資源機構管理の73ダムで試行をした。また、既設ダムの発電施設の新増設については、国土交通省が管理する湯西川ダム等の3ダムを事例として、事業化に向けて、民間事業者等の参画方法や事業スキームについて検討を行うケーススタディを実施した。

図表2-16 ハイブリッドダムのイメージ



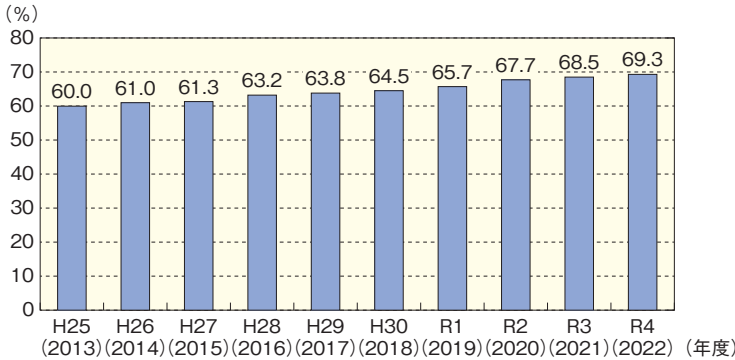
資料：国土交通省

（ハード・ソフト対策の状況）

洪水等へのハード対策として、例えば、国土交通省関東地方整備局が管轄する8水系（荒川、利根川、那珂川、久慈川、多摩川、鶴見川、相模川、富士川）における堤防整備率は、令和5（2023）年3月末時点で69.3%となっている（図表2-17）。特に流域に人口・資産等が集中している利根川、江戸川においては、堤防拡幅等による堤防強化対策が実施されている。

6) ダムを活用し、「治水機能の確保・向上」、「カーボンニュートラル」、「地域振興」の3つの政策目標の実現を図るもの

図表2-17 国土交通省関東地方整備局が管轄する8水系の堤防整備率の推移



注1：8水系は、荒川、利根川、那珂川、久慈川、多摩川、鶴見川、相模川、富士川
注2：整備率は堤防必要区間に対する計画断面堤防区間として算出
資料：「直轄河川管理施設状況」（国土交通省）を基に国土交通省国土政策局作成

また、洪水、内水対策に加え、東京港等における高潮への対策として、河川・海岸の堤防、水門、排水機場等の整備が進められており、令和4（2022）年度には、東京都が気候変動の影響による海面上昇等を考慮し、「東京湾沿岸海岸保全基本計画〔東京都区間〕」を改定した。

ソフト面では、多発する水害等から身を守るため、ハザードマップ等を効果的に活用し、地域の災害リスクを適切に理解し、気象情報や地方公共団体から発令される避難情報を踏まえて、早期に避難することが重要である。また、浸水や土砂災害などの災害ハザードエリアの指定、ハザードマップの整備も進められており、災害リスク情報の充実が図られている（図表2-18）。

図表2-18 ハザードマップ公表状況（令和6（2024）年1月時点）

	市区町村数	洪水	内水	高潮	津波	土砂災害	火山
茨城県	44	42	7	0	10	40	0
栃木県	25	25	3	0	0	22	3
群馬県	35	27	2	0	0	27	7
埼玉県	63	61	45	0	0	38	0
千葉県	54	51	20	12	26	44	0
東京都	62	52	37	15	9	51	6
神奈川県	33	31	16	8	15	31	2
山梨県	27	17	1	0	0	26	7
合計	343	306	131	35	60	279	25

注：公表状況は「ハザードマップポータルサイト」に登録されている市区町村数を集計
資料：「ハザードマップポータルサイト」（国土交通省HP <https://disaportal.gsi.go.jp/>）を基に国土交通省国土政策局作成

(まちづくりによる水災害対策)

まちづくりによる水災害対策としては、流域治水関連法に基づき創設された「浸水被害防止区域」での開発規制や、都市再生特別措置法等による安全なまちづくりに向けた総合的な対策が進められている。

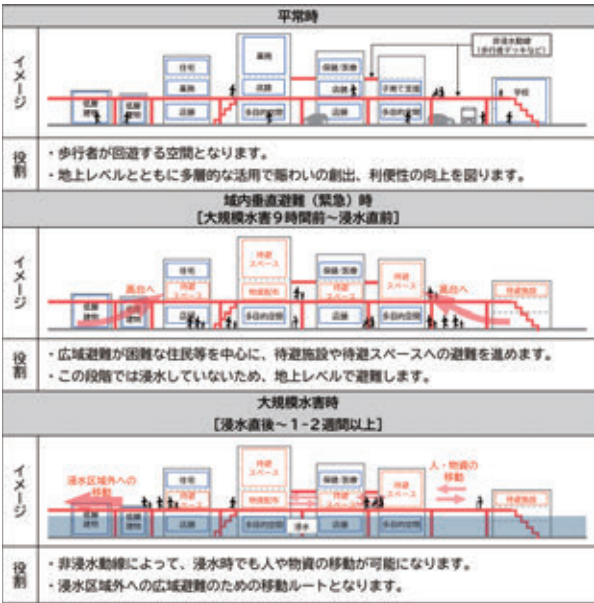
この対策の一環として、国土交通省では、コンパクトシティの取組において防災指針⁷⁾を先行的に作成し、都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む「防災コンパクト先行モデル都市」を選定しており、首都圏では、ひたちなか市、宇都宮市、秩父市、厚木市が選定されている。首都圏では、令和5(2023)年12月末時点で、選定された4市を含む46市町において防災指針が立地適正化計画に位置付けられている。

また、東京ゼロメートル地帯に位置する江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）等では、「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」（令和2(2020)年12月策定）に基づき、線的・面的につながった高台・建物群の創出による、「高台まちづくり」が進められている。モデル地区である江戸川区船堀地区では、令和5(2023)年3月に船堀駅前地区高台まちづくり基本方針を策定し、「防災活動拠点の形成」、「待避スペースの確保」、「最低限の避難環境の確保」、「浸水区域外への非浸水動線の確保」、「浸水発生後の具体的な行動の検討」が基本方針に盛り込まれた。

このうち、浸水区域外への非浸水動線の確保は、歩行者デッキや建物の共用部等を活用した避難動線を整備することで、浸水時、安全を確保した上で本地区の高台まちづくりエリアから地域防災拠点や浸水区域外へ徒歩で避難することや、高台まちづくりエリアの建物間の移動や物資の輸送が可能になるほか、平常時においては、地上レベルとともに重層的な回遊動線となつて、まちの賑わい創出、利便性の向上につながることが期待される（図表2-19）。

7) 立地適正化計画の居住誘導区域等内で行う防災対策・安全確保策を定めたもの

図表2-19 非浸水動線の活用イメージと役割



資料：船堀駅前地区高台まちづくり基本方針（江戸川区）

江戸川区では、令和5(2023)年10月には、高台まちづくりに資する施設を含めた地区計画や一団地の都市安全確保拠点施設が都市計画決定され、まちづくりの取組が進められている。